

市 第 3 8 号
令和 7 年 4 月 2 日

各市町村財政担当課長 }
各一部事務組合等財政担当課長 } 様

千葉県総務部市町村課長
(公印省略)

令和 7 年度の地方債の同意等の基準及び標準処理期間について（通知）

このことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 0 条の 2 第 1 項及び第 2 5 0 条の 3 第 1 項の規定により、地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 項並びに同法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に係る令和 7 年度の地方債の同意等の基準及び標準処理期間を下記のとおり定めましたので通知します。

記

1 地方債の同意等の基準

地方債の同意等の基準は「令和 7 年度地方債同意等基準」（令和 7 年総務省告示第 1 3 5 号）による。

2 標準処理期間

標準処理期間は「令和 7 年度地方債同意等基準」第一の二の 2 で規定されているとおり、協議等から同意等まで、おおむね 1 か月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。

【担 当】

千葉県総務部市町村課
理財班 濱石

T E L : 043-223-2136

F A X : 043-224-0989

Email : rizai@mz.pref.chiba.lg.jp